

受付	個人質問	第号
	令和年月日	時分

## 一般質問＜個人＞発言通告書

令和6年8月26日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 水野勝康

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p><b>災害時の備蓄食料について</b></p> <p>令和6年8月8日に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された。南海トラフ地震は発生することなく8月15日に呼びかけは終了したが、この間に市内の量販店を含めて多くの店舗で災害に備えて長期間備蓄できる食料品や水などが売り切れるという状態が見られた。市民の災害に対する意識が高まったと言える。東海・東南海・南海地震に対する一層の備えが求められている中で、災害に備えた備蓄食料について伺う。</p> <p>(1) 本市においては、現在何食分を備蓄しているか。</p> <p>(2) 外部からの食糧供給が断たれた場合、市民個々の備蓄と合わせてどの程度の期間持ちこたえることを想定しているか。</p> <p>(3) 市として備蓄している食料には、どのような種類があるか。</p> <p>(4) 高齢者、障がい者、アレルギーなど、一般的な食事を摂ることが難しい者に対してはどのような対応を考えているか。</p> <p>(5) イスラム教徒、ユダヤ教徒、ベジタリアンなど、食規範を持つ者に対してはどのような対応を考えているか。</p> <p>(6) 備蓄食料の調達にあたり、選定する基準はどのようなか。</p> <p>(7) 備蓄食料の味や食べやすさなどはどのように考えてい</p>	

	<p>るか。</p> <p>(8) 期限切れが近い食料は防災訓練や市の施設で配布しているが、期限内に配布できているか。</p> <p>(9) 期限切れが近い食料を活用して、「食べる訓練」を行うことはできないか。</p> <p>(10) 食料と口腔ケアは密接な関係があるが、災害時の口腔ケアについての対応はどのようなか。</p>	
2	<p><b>長久手市こども条例(仮称)の制定について</b></p> <p>「こども条例(仮称)」(以下「こども条例」という)の制定は佐藤市長の選挙公約であり、去る8月7日には「こどもの権利に関する研修会」が行われた。条例制定についての基本的な考え方について伺う。</p> <p>(1) 日本国憲法や子ども基本法など、子どもに対する人権保障を定めた法律が既に存在するにもかかわらず、更に本市で「こども条例」を制定する意義は何か。</p> <p>(2) 「こども条例」は、本市の他の子どもに関係する条例・規則等の解釈・運用にあたり、いかなる影響を与えるものになるのか。それとも、直接的な影響はないのか。</p> <p>(3) 他の自治体で制定された「こども条例」を見ると、他法に定めのある権利義務について重複して条文に盛り込んでいるものとそうでないものがある。他法に定めのある権利義務を「こども条例」の条文に盛り込むことについてどう考えるか。</p> <p>(4) 「こども条例」を定めなかった場合、長久手市に係る子どもに対して、どのような人権侵害が考えられるか。</p> <p>(5) 「こども条例」の制定により、新たな権利義務が生じるのか。</p> <p>(6) 現在「こども会議」のメンバーを募集しているが、「こども条例」の条文の起草は誰が行うのか。</p> <p>(7) 他の自治体で制定された「こども条例」の中には相談窓口を設置する定めが盛り込まれているものがあるが、本市としてはどのように考えているか。</p>	
3	<p><b>側溝の安全対策について</b></p> <p>道路側溝の蓋は道路の安全確保に重要なものであるため、その管理について伺う。</p> <p>(1) 道路側溝の管理体制はどのようなか。</p> <p>(2) 道路に接する私有地の管理が十分でなく、草木が繁茂</p>	

	<p>して蓋の設置されていない側溝を隠してしまい、危険な箇所が見られる。私有地が関係する場合、どのような対応が可能か。</p>	
4	<p><b>国旗・市旗・国歌に関する対応について</b></p> <p>パリ2024オリンピックの運営にあたり、国旗・国歌に関するトラブルがしばしば発生した。本市における対応について伺う。</p> <p>(1) 市役所庁舎における国旗・市旗の管理体制はどのようなか。</p> <p>(2) 本市の小中学校において国旗・国歌についてどのような方針で教育がされているか。</p>	